

健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百八十四号

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三十五号）の施行に伴い、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成十六年厚生労働省告示第二百四十二号）の一部を次の表のように改正し、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から適用する。

令和六年四月一日

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後	改正前
<p>第一 基本的な考え方 (略)</p> <p>その他、健康診査の結果等を含む医療情報に関しては、<u>医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律</u>(平成二十九年法律第二十八号。以下「次世代医療基盤法」という。)が施行されている。</p> <p>(略)</p> <p>第四 健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方に関する事項</p> <p>1 5 (略)</p> <p>6 健康増進事業実施者は、次世代医療基盤法に基づく次世代医療基盤法<u>第十条第一項に定める認定匿名加工医療情報作成事業者又は次世代医療基盤法第三十四条第一項に定める認定仮名加工医療情報作成事業者</u>に対する健診結果等情報の提供について、任意ではあるが、自らの医療情報の提供が、匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報の活用による医療分野の研究開発の促進を通じ、国民に提供される医療の進歩に資することを踏まえ、協力を検討すること。</p>	<p>第一 基本的な考え方 (略)</p> <p>その他、健康診査の結果等を含む医療情報に関しては、<u>医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律</u>(平成二十九年法律第二十八号。以下「次世代医療基盤法」という。)が平成三十年五月から施行されている。</p> <p>(略)</p> <p>第四 健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方に関する事項</p> <p>1 5 (略)</p> <p>6 健康増進事業実施者は、次世代医療基盤法に基づく次世代医療基盤法<u>第九条第一項に定める認定匿名加工医療情報作成事業者</u>に対する健診結果等情報の提供について、任意ではあるが、自らの医療情報の提供が、匿名加工医療情報の活用による医療分野の研究開発の促進を通じ、国民に提供される医療の進歩に資することを踏まえ、協力を検討すること。</p>